

平和及び強靱性^{じん}のための雇用及び適切な仕事に関する勧告（第二百五号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、二千十七年六月五日にその第百六回会期として会合し、

世界の永続する平和が、社会正義を基礎としてのみ確立することができるという国際労働機関憲章の原則を再確認し、

千九百四十四年のフィラデルフィア宣言、千九百四十八年の世界人権宣言、千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置及び二千八年の公正なグローバル化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言を想起し、

紛争及び災害から生ずる危機的な状況に関し、千九百四十四年の雇用（戦時より平時への過渡期）勧告（第七十一号）の適用範囲を拡大し、並びに防止、復旧、平和及び強靱性^{じん}における雇用及び適切な仕事の結果たす役割に関する最新の指針を提供するために同勧告を改正することが必要であることを考慮し、

紛争及び災害が、貧困及び開発、人権及び尊厳、適切な仕事並びに持続可能な企業に及ぼす影響及び結果

を考慮し、

雇用及び適切な仕事、平和を促進し、紛争及び災害から生ずる危機的な状況を防止し、復旧を可能とし、並びに強靱性^{じん}を構築するために重要であることを認識し、

難民を受け入れている国が、紛争及び災害の状況にない可能性があることを認識し、

労働における基本的な原則及び権利並びに国際労働基準の尊重を含む全ての人権及び法の支配（特に、雇用及び適切な仕事に関連する権利及び原則）の尊重を確保することが必要であることを強調し、

危機が男女に異なる影響を与えることを認識することが必要であること並びに男女間の平等並びに女性及び女子の自律的な力の育成が平和を促進し、危機を防止し、復旧を可能とし、及び強靱性^{じん}を構築するに当たり、決定的に重要であることを考慮し、

最も代表的な使用者団体及び労働者団体並びに適当な場合には関係する市民社会の団体と協議した上で、紛争及び災害から生ずる危機的な状況への対応措置を社会的対話を通じて策定することが重要であることを認識し、

国際労働機関の総会が二千年のその第九十六回会期において採択した持続可能な企業の促進に関する決

議及び結論を考慮しつつ、雇用創出、経済の回復及び発展を促す上で、持続可能な企業及び特に中小企業にとって良好な環境を作り出し、又はこれを回復することが重要であることに留意し、

危機を防止し、復旧を可能とし、及び強靱性^{じん}を構築する手段として、社会的な保護の措置を策定し、及び強化することが必要であることを確認し、

経済の回復、発展、復興の努力、防止及び強靱性^{じん}における利用しやすく、かつ、質の高い公共サービスが果たす役割を認識し、

共同の、かつ、調整が図られた努力を確保するために、地域的及び国際的な機関との間の国際的な協力及び連携が必要であることを強調し、

前期の会期の議事日程の第五議題である平和及び強靱性^{じん}のための雇用及び適切な仕事に関する提案の採択を決定し、

その提案が勧告の形式をとるべきであることを決定して、

次の勧告（引用に際しては、二十七年の平和及び強靱性^{じん}のための雇用及び適切な仕事勧告と称することができる。）を二十七年六月十六日に採択する。

I 目的及び適用範囲

1 この勧告は、加盟国に対し、紛争及び災害から生ずる危機的な状況に関し、防止、復旧、平和及び強靱性を目的として、雇用及び適切な仕事を創出するためにとるべき措置に関する指針を提供する。

2 この勧告の適用上、国際的に合意された用語に基づき、

(a) 「災害」とは、曝露、ぜい弱性及び能力の条件と相互作用する危険な事象に起因するあらゆる規模の地域社会又は社会の機能の深刻な混乱であつて、人的、物的、経済的及び環境的な損失及び影響のうち一又は二以上をもたらすものをいう。

(b) 「強靱性」とは、危険にさらされた制度、地域社会又は社会が、適時に、かつ、効率的な方法（リスク管理を通じて制度、地域社会又は社会の本質的で基本的な構造及び機能を保持し、及び回復することを通じてるものを含む。）により、危険の影響に抵抗し、これを吸収し、これに適応し、これを変換し、及びこれから回復する能力をいう。

3 この勧告の適用上、「危機対応」とは、紛争及び災害から生ずる危機的な状況に対応するためにとられる雇用及び適切な仕事に関する全ての措置をいう。

4 この勧告は、紛争及び災害から生ずる危機的な状況によって影響を受ける経済の全ての部門における全ての労働者及び求職者並びに全ての使用者に適用する。

5 労働における基本的な原則及び権利、安全及び健康並びに労働条件に関するこの勧告の規定は、危機対応（速やかな対応を含む。）に従事する労働者についても適用する。人権並びに安全及び健康に関するこの勧告の規定は、危機対応に参加しているボランティアの労働に従事する者についてひとしく適用する。

6 この勧告は、国際法（特に、国際人道法、国際難民法及び国際人権法）に基づく加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

II 基本原則

7 加盟国は、紛争及び災害から生ずる危機的な状況に対応し、及びこれを防止するため、雇用及び適切な仕事に関する措置をとるに当たり、次のことを考慮すべきである。

(a) 平和を促進し、危機を防止し、復旧を可能とし、及び強靱性^{じんせい}を構築するために不可欠である完全で生産的な、かつ、自由に選択された雇用及び適切な仕事を促進すること。

(b) 労働における基本的な原則及び権利、他の人権並びに他の関連する国際労働基準を尊重し、促進し、

及び実現すること並びに適當かつ該当する場合には、他の国際的な文書を考慮することが必要であると。

(c) 良い統治並びに腐敗行為及び恩顧主義への対処が重要であること。

(d) 国内法令及び政策を尊重し、並びに現地の知識、能力及び資源を利用することが必要であること。

(e) 危機の性質並びに政府（地域及び地方の政府を含む。）、使用者団体及び労働者団体並びに他の国の機関及び関係機関が、必要に応じて必要な国際的な協力及び援助を得て、効果的な対応を提供するため
の能力に対する危機の影響の程度

(f) 人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見、国民的系統、社会的出身、障害、年齢又は性的志向その他の理由に基づく差別、偏見及び憎悪に対処することが必要であること。

(g) いかなる差別もなしに、男女の間における機会及び待遇の均等を尊重し、促進し、及び実現することが必要であること。

(h) 危機によって特にぜい弱な立場に置かれた住民の集団及び個人（児童、年少者、少数民族に属する者、先住民族及び部族、障害者、国内の避難民、移民、難民その他の国境を越えて退去を強制された者

を含む。)に特別の注意を払うことが必要であること。

(i) あらゆる否定的な及び意図しない結果を特定し、及び監視すること並びに個人、地域社会、環境及び経済への有害な波及効果を回避することが重要であること。

(j) 持続可能な経済成長及び社会の進歩のための手段として、環境上持続可能な経済への公正な移行が必要であること。

(k) 社会的対話が重要であること。

(l) 該当する場合には、国民和解が重要であること。

(m) 国際法に従った国際的な連帯、負担及び責任の分担並びに協力が必要であること。

(n) 取組及び任務の重複を避けつつ、人道的援助及び開発援助（完全で生産的な、かつ、自由に選択された雇用及び適切な仕事並びに所得の創出の機会の促進のためのものを含む。）との間の緊密な調整及び相乗作用が必要であること。

Ⅲ 戦略的な取組

8 加盟国は、平和を促進し、危機を防止し、復旧を可能とし、及び強靱性^{じん}を構築するために、一貫した、

かつ、包括的な戦略を実施する段階的な複数の経路から構成される取組をとるべきである。この取組には、次のことを含む。

- (a) 社会的な保護及び雇用に関する速やかな措置を通じて生計及び所得を安定させること。
- (b) 雇用及び適切な仕事の機会並びに社会経済的な再統合のために地域経済の回復を促進すること。
- (c) 持続可能な雇用及び適切な仕事、社会的な保護及び社会的な包摂、持続可能な開発、持続可能な企業（特に中小企業）の創出、非公式な経済から公式な経済への移行、環境上持続可能な経済に向けた公正な移行並びに公共サービスを利用する機会を促進すること。
- (d) 復旧及び強靱性^{じん}のための措置を計画し、実施し、及び監視するに当たり、適当な場合には関係する市民社会の団体の意見を考慮しつつ、使用者団体及び労働者団体との協議を確保すること並びにその積極的な参加を奨励すること。
- (e) 全ての男女（特に年少者及び障害者）のための完全で生産的な、かつ、自由に選択された雇用及び適切な仕事を促進するため、公的な及び民間の投資を通じて実施される国の復旧のための計画が雇用に与える影響の評価を実施すること。

- (f) 使用者が、その事業又は直接的に関連する可能性がある製品、サービス若しくは事業における人権及び労働者の権利に及ぼす悪影響のリスクを特定し、防止し、及び緩和する効果的な措置並びにこれに対処する方法を説明する効果的な措置をとることを可能とするための指針及び支援を提供すること。
- (g) 全ての危機の防止並びに全ての危機対応の設計、実施、監視及び評価の活動において、性別の視点を適用すること。
- (h) 労働における権利を尊重しつつ、持続し、かつ、持続可能な平和及び発展を奨励するため、国内における経済的、社会的、及び法的な枠組みを創出すること。
- (i) 社会的対話及び団体交渉を促進すること。
- (j) 安定化及び復旧のために労働市場に関する制度（雇用に関する事業を含む。）を構築し、又は回復すること。
- (k) 政府（地域及び地方の当局を含む。）並びに使用者団体及び労働者団体の能力を開発すること。
- (l) 適当な場合には、危機により影響を受けた者（特に、以前に軍隊及び武装集団に関係した者）の社会的経済的な復帰のための措置（これらの者の雇用の可能性を改善することを目的とする研修計画を通じた

ものを含む。)をとること。

9 紛争又は災害の直後における危機対応には、適当な場合には、次の事項を含めるべきである。

- (a) 明確な性別の視点を有する調整が図られた、かつ、包摂的なニーズの評価
- (b) 基本的なニーズを満たし、及びサービスを提供するための緊急の対応（危機によって特にぜい弱な立場に置かれた住民の集団及び個人のための社会的な保護、生計の支援、速やかな雇用に関する措置及び所得の創出の機会を含む。）

(c) 公的機関が、国際社会、関与する社会的なパートナー並びに適当な場合には、関係する市民社会及び地域社会の組織の支援を得て可能な範囲で提供する支援

(d) 安全かつ適切な労働条件（救助及び復旧活動に従事する者を含む全ての労働者に対して個人用保護具及び医療上の支援を提供することを含む。）

(e) 必要な場合における政府機関、使用者団体及び労働者団体並びに関係する市民社会の団体の再建

IV 雇用及び所得の創出の機会

10 加盟国は、復旧を可能とし、及び強靱性^{じん}を構築するに当たり、千九百六十四年の雇用政策条約（第二百二

十二号) 及び国際労働機関の総会の関連する決議に定める指針を考慮しつつ、男女の完全で生産的な、かつ、自由に選択された雇用及び適切な仕事を促進するための包括的かつ持続可能な雇用に関する戦略を採用し、及び実施すべきである。

11 加盟国は、適当な場合には、次の事項を通じて、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、完全で生産的な、かつ、自由に選択された雇用及び適切な仕事並びに所得の創出の機会を促進するために包括的な措置を採用すべきである。

- (a) 雇用集約的な投資の戦略及び計画（公共職業安定プログラムを含む。）
- (b) 農村及び都市の双方における生計に特に焦点を当てた地域経済の回復及び開発に関する取組
- (c) 資金を利用する機会を得やすくするための取組に特に重点を置きつつ、持続可能な企業を可能とする環境を創出し、又は回復すること（中小企業及び協同組合その他の社会的経済の取組の促進を含む。）。
- (d) 雇用の水準を維持し、及び拡大し、並びに新たな雇用及び所得の創出の機会を創出することを可能とする上で、事業の継続性を確保するために持続可能な企業を支援すること。
- (e) 持続可能な経済成長及び社会の進歩のための手段、並びに新たな雇用及び所得の創出の機会を創出す

るための手段として、環境上持続可能な経済への公正な移行を容易にすること。

- (f) 二千十五年の非公式な経済から公式な経済への移行勧告（第二百四号）を考慮しつつ、社会的な保護及び雇用を支援し、非公式な経済における人々の労働における基本的な原則及び権利を尊重し、促進し、及び実現し、並びに非公式な経済における労働者及び経済単位の公式な経済への移行を奨励すること。

- (g) 公的部門を支援し、並びに技能及び能力の開発並びに雇用の創出のための社会上、経済上及び環境上責任ある官民間の連携及び他の仕組みを促進すること。

- (h) 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言を考慮しつつ、人権及び労働者の権利の尊重を確保するため、多国籍企業が、生産的な、及び自由に選択された雇用並びに適切な仕事を創出し、並びに人権について相当な注意を払うために国内の企業と協力するための奨励措置を創出すること。

- (i) 適当な場合には、以前に軍隊及び武装集団に関係した者の雇用を円滑にすること。

12 加盟国は、適当な場合には、国内法令に従い、不利な立場にあり疎外された集団並びに危機により特にぜい弱な立場に置かれた住民の集団及び個人（障害者、国内の避難民、移民及び難民を含む。）に特に焦

点を当てつつ、積極的な労働市場に関する政策及び計画を作成し、及び適用すべきである。

13 加盟国は、危機的な状況への対応に当たり、次の事項を通じて、若い男女に対し所得の創出の機会、安定した雇用及び適切な仕事を提供するよう努めるべきである。

(a) 労働の世界に入る年少者の個別の状況に対処する総合的な訓練、雇用及び労働市場に関する計画

(b) 市民生活への復帰を目的として、反社会的行動及び暴力に対処するために心理社会的なカウンセリングその他の関与を組み込んだ武装解除、動員解除及び社会復帰の計画における個別の年少者向けの雇用に関する要素

14 加盟国は、多数の国内の避難民をもたらした危機の場合において、次のことを行うべきである。

(a) 国内の避難民の社会的な統合及び労働市場への統合を促進することを目的として、これらの者の生計、訓練及び雇用を支援すること。

(b) 地域住民の生計及び雇用が維持され、並びにこれらの者が国内の避難民を受け入れる能力が強化されることの確保を目的として、全ての者の適切な雇用機会を促進するために国内の避難民を受け入れた地域社会の強靱性^{じん}を構築し、及び能力を強化すること。

(c) 状況が許す場合には、国内の避難民の出身地への自主的な帰還及び労働市場への再統合を円滑にすること。

V 権利、平等及び無差別

15 加盟国は、紛争又は災害から生じ、又はこれらによって深刻化した差別に対応するに当たり、並びに平和を促進し、危機を防止し、復旧を可能とし、及び強靱性^{じん}を構築するための措置をとるに際し、次のことを行うべきである。

(a) 千九百五十一年の同一報酬条約（第百号）及び千九百五十一年の同一報酬勧告（第九十号）、並びに千九百五十八年の差別（雇用及び職業）条約（第百十一号）及び千九百五十八年の差別（雇用及び職業）勧告（第百十一号）を考慮しつつ、いかなる差別もなしに、男女の間における機会及び待遇の均等を尊重し、促進し、及び実現すること。

(b) 一人を長とする世帯（特に、児童、女性、障害者又は高齢者が長である場合）に特別な注意を払うこと。

(c) 危機の間に雇用され、及び拡大した責任を負った女性が、男性の労働者が帰還する場合に、その意思

に反して交代させられないことを確保するための措置をとること。

(d) 女性が復旧及び強靱性じんの構築との関係において意思決定の過程に効果的かつ有意義に参加することが認められ、戦略及び対応における女性のニーズ及び利益が優先され、並びに女性及び女子の人権が促進され、及び保護されることを確保するための措置をとること。

(e) あらゆる形態の性別に基づく暴力（強姦かん、性的搾取及び嫌がらせを含む。）を防止し、及び処罰し、並びに被害者を保護し、及び支援すること。

(f) 該当する場合には、千九百五十八年の差別（雇用及び職業）条約（第百一十一号）及び千九百五十八年の差別（雇用及び職業）勧告（第百一十一号）並びに他の関連する国際労働基準及び他の国際的な文書を考慮しつつ、危機によって特に影響を受けた住民の集団（少数民族に属する者、先住民及び部族、国内の避難民、障害者、移民並びに難民を含む。）のために安定及び社会経済的な発展の条件を構築し、又は回復することに特別の注意を払うこと。

(g) 特に、先住民及び部族が居住し、又は利用する領域並びに当該先住民及び部族の環境が危機並びに関連する復旧及び安定のための措置によって影響を受ける場合において、関係する少数民族に属する者並

びに先住民及び部族が、これらの者を代表する機関が存在するときは、特に当該機関を通じて協議を受け、及び意思決定の過程に直接参加することを確保すること。

(h) 関連する国際労働基準及び他の国際的な文書を考慮しつつ、使用者団体及び労働者団体と協議した上で、障害者（紛争又は災害の結果として障害を有することとなった者を含む。）に対し、リハビリテーション、教育、専門的な職業指導、訓練及び再訓練並びに雇用のための機会が提供されることを確保すること。

(i) 該当する場合には、関連する国内法令並びに関連する国際労働基準及び他の国際的な文書を考慮しつつ、危機によって影響を受けた国に滞在する全ての移民及びこれらの家族の構成員の人権が、国内の住民の人権との平等を基礎として尊重されることを確保すること。

16 加盟国は、紛争又は災害から生じ、又はこれらによって深刻化した児童労働に対処するに当たり、次のことを行うべきである。

(a) 千九百七十三年の最低年齢条約（第百二十八号）及び千九百七十三年の最低年齢勧告（第百四十六号）を考慮しつつ、危機対応において児童労働を防止し、特定し、及び撤廃するために必要な全ての措

置をとること。

(b) 千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第百八十二号）及び千九百九十九年の最悪の形態の児童労働勧告（第百九十号）を考慮しつつ、最悪の形態の児童労働（児童の取引及び武力紛争において使用するための児童の徴集を含む。）を防止し、特定し、及び撤廃するために緊急の措置をとること。

(c) 以前に軍隊及び武装集団に関係した児童及び年少者が、市民生活に復帰することを支援するため、これらの者に対するリハビリテーション、社会への統合及び訓練計画を提供すること。

(d) 現金又は現物の移転等により、児童を保護するための社会的な保護に関する事業の提供を確保すること。

17 加盟国は、紛争又は災害から生じ、又はこれらによって深刻化した強制労働に対処するに当たり、千九百三十年の強制労働条約（第二十九号）及び同条約の二千十四年の議定書、千九百五十七年の強制労働の廃止条約（第百五号）、並びに二千十四年の強制労働（補足的な措置）勧告（第二百三号）を考慮しつつ、あらゆる形態の強制労働（強制労働を目的とする人身取引を含む。）を防止し、特定し、及び撤廃するための緊急の措置をとるべきである。

VI 教育、職業訓練及び指導

18 加盟国は、危機的な状況を防止し、及びこれに対応するに当たり、男女の間及び年少少女の間における機会及び待遇の均等に関する原則に基づき、次のことを確保すべきである。

(a) 関連する国際法に従い、並びに危機及び復旧の全ての段階においていかなる差別もなしに、教育の提供が中断されず、又はできる限り速やかに復旧されること及び児童（国内の避難民、移民又は難民を含む。）が無償で質の高い公共教育（国際援助の支援を得て行われるものを含む。）を利用する機会を有すること。

(b) 児童及び年少者が第二の教育及び訓練の機会に関する事業を利用可能とすること並びに当該事業がこれらの者の教育及び訓練のあらゆる中断から生ずる主要なニーズに対処すること。

19 加盟国は、危機的な状況を防止し、及びこれに対応するに当たり、適当な場合には、次のことを行うべきである。

(a) 全ての関連する公的な及び民間の利害関係者と十分に関与しつつ、教育機関及び訓練機関並びに使用者団体及び労働者団体と協議した上で、復旧及び再建のために必要な新たな技術のニーズを評価し、及

びこれに対応する国内の教育、訓練、再訓練及び職業指導に関する計画を策定し、又は適合させること。

(b) 次のことを促進するため、教育課程を適合させること並びに教員及び指導者を訓練すること。

(i) 平和構築及び強靱性^{じん}のための平和的な共生及び和解

(ii) 復旧、再建及び強靱性^{じん}のための災害リスクの教育、削減、啓発及び管理

(c) 国、地域及び地方の段階において、教育、訓練及び再訓練の事業（高等教育、見習、職業訓練及び起業に関する訓練を含む。）を調整すること並びに教育及び訓練を阻止され又は中断された男女が、当該男女の教育及び訓練を開始し、又は再開し、及び完了することを可能とすること。

(d) 雇用を中断された全ての者のニーズを満たすため、訓練及び再訓練計画を拡大し、及び適合させること。

(e) 影響を受けた住民（地方及び非公式な経済における住民を含む。）の訓練及び経済的に自律する力を育成することについて特別の注意を払うこと。

20 加盟国は、機会及び待遇の均等にに基づき、女性及び女子が、復旧及び強靱性^{じん}のために作成した全ての教

育及び訓練計画を利用する機会を有することを確保すべきである。

Ⅶ 社会的な保護

21 加盟国は、危機的な状況に対応するに当たり、できる限り速やかに次のことを行うべきである。

(a) 特に危機により雇用又は生計が中断された者について、基本的な所得保障を確保するよう努めるところ。

(b) 国内法令及び国際協定を考慮しつつ、包括的な社会保障制度その他の社会的な保護の仕組みを構築し、回復し、又は強化すること。

(c) 特に危機によつて特に弱い立場に置かれた住民の集団及び個人が、不可欠な保健医療その他の基本的な社会サービスを効果的に利用することを確保するよう努めること。

22 加盟国は、危機を防止し、復旧を可能とし、及び強靱性^{じん}を構築するため、千九百五十二年の社会保障（最低基準）条約（第二百二号）、二千十二年の社会的な保護の土台勧告（第二百二号）及び他の関連する国際労働基準を考慮しつつ、社会的な保護の土台を構築し、再構築し、又は維持すべきであり、また、当該保護の対象における欠如を無くすよう努めるべきである。

VIII 労働法、労働行政及び労働市場の情報

23 加盟国は、危機的な状況から回復するに当たり、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、次のことを行うべきである。

(a) 千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置及び適用可能な国際労働基準に適合するように、労働法制（必要に応じて、労働保護並びに労働における職業上の安全及び健康に関する規定を含む。）を検討し、構築し、再構築し、又は強化すること。

(b) 労働法が、生産的な、及び自由に選択された雇用並びに適切な仕事の機会の創出を支援することを確保すること。

(c) 千九百四十七年の労働監督条約（第八十一号）を考慮しつつ、必要に応じて、労働行政に関する制度（労働監督及び他の権限のある機関を含む。）を構築し、再構築し、又は強化すること並びに千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条約（第九十八号）を考慮しつつ、団体交渉及び労働協約の制度を構築し、再構築し、又は強化すること。

- (d) 危機によって最も影響を受ける住民の集団に特に焦点を当てつつ、必要に応じて、労働市場に関する情報の収集及び分析のための制度を構築し、回復し、又は強化すること。
- (e) 公共職業安定組織（緊急時における雇用に関する事業を含む。）を構築し、又は回復し、及び強化すること。

(f) 千九百九十七年の民間職業仲介事業所条約（第百八十一号）を考慮しつつ、民間職業仲介事業所の規制を確保すること。

(g) 地域の住民が、平和及び復旧の促進に関連する投資により創出される雇用機会から最大の利益を得られるように、全ての労働市場の関係者の間における相乗作用を促進すること。

IX 社会的対話並びに使用者団体及び労働者団体の役割

24 加盟国は、危機的な状況に対応するに当たり、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、次のことを行うべきである。

(a) 千九百七十六年の三者の間の協議（国際労働基準）条約（第百四十四号）を考慮しつつ、この勧告に定める全ての措置が、全ての性別を含む社会的対話を通じて作成され、又は促進されることを確保する

こと。

- (b) 使用者団体及び労働者団体の設立、回復又は強化を可能とする環境を創出すること。
- (c) 適当な場合には、市民社会の団体との緊密な協力を奨励すること。

25 加盟国は、千九百四十八年の結社の自由及び団結権保護条約（第八十七号）及び千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条約（第九十八号）を考慮しつつ、使用者団体及び労働者団体が危機対応において不可欠の役割を果たすことを認識するとともに、特に次のことを行うべきである。

- (a) 持続可能な企業（特に中小企業）が訓練、助言及び物的支援によって危機から回復するための事業継続計画を実施することを支援すること、並びに資金を利用する機会を得やすくすること。
- (b) 労働者（特に危機によってぜい弱な立場に置かれた者）が、訓練、助言及び物的支援を通じて危機から回復することを支援すること。

- (c) 団体交渉の過程を通じ、及びその他の社会的対話の方法によって、これらの目的のための措置をとる

X 危機的な状況によって影響を受ける移民

26 加盟国は、移民（特に、危機によって特にぜい弱な立場に置かれた移民労働者）に対して特別の注意を払うべきであることを考慮しつつ、国内法及び適応可能な国際法に従って、次のことのための措置をとるべきである。

(a) 強制労働（人身取引を含む。）を撤廃すること。

(b) 適当な場合には、労働市場を利用する機会（起業及び所得の創出の機会を含む。）を通じて、及び適切な仕事を通じて、移民を受け入れた社会において移民を包容することを促進すること。

(c) 全ての分野において、移民労働者（不安定な雇用にある移民労働者、女性の移民労働者、年少者の移民労働者及び障害者の移民労働者を含む。）の労働者の権利及び安全な環境を保護し、及び確保するよう努めること。

(d) 紛争及び災害への対応を取り扱う労働政策及び計画を策定するに当たり、適当な場合には、移民労働者及びこれらの家族に対して十分な考慮を払うこと。

(e) 安全及び尊厳の条件において、移民及びこれらの家族の自主的な帰還を円滑にすること。

27 加盟国は、第五部、第八部及び第九部に定める指針に適合するように、労働における基本的な原則及び

権利に関する全ての移民労働者の機会及び待遇の均等並びに関連する国内の労働法令に規定する保護の対象を促進するとともに、特に次のことを行うべきである。

- (a) 移民に対し、当該移民が理解する言語により、当該移民に関する労働者の権利及び保護について教育すること（労働者の権利及び義務並びに違反の是正の方法に関する情報の提供を含む。）。
- (b) 代表的な使用者団体及び労働者団体への移民の参加を可能とすること。
- (c) 使用者団体及び労働者団体並びに市民社会の積極的な関与を得て、職場における差別及び外国人嫌悪に対処すること並びに移民の積極的な貢献を強調することに関し、措置を採用し、及び運動を円滑にすること。

- (d) 移民の雇用に関し、使用者団体及び労働者団体並びに適当な場合には他の関連する市民社会の団体と協議し、及び関与すること。

XI 難民及び帰還民

難民が労働市場を利用する機会

28 この部の規定に従ってとられるいかなる措置も、難民が流入した場合には、次の事項に基づくものとする

る。

- (a) 適用可能な国際法、労働における基本的原則及び権利並びに国内法令を考慮した国内及び地域の事情
- (b) ニーズ並びに最も代表的な使用者団体及び労働者団体が表明した優先事項を考慮しつつ、加盟国が効果的に対応するための資源及び能力の観点からの加盟国の課題及び制約

29 加盟国は、公平な負担及び責任の分担が極めて重要であることを認めるべきである。加盟国は、多数の難民を受け入れている後発開発途上国及び発展途上国を支援するための予測可能で持続可能かつ十分な人道的援助及び開発援助（これらの国の労働市場への影響に対処し、及びこれらの国の継続的な発展を確保する観点のものを含む。）を提供するための国際的な協力及び連帯を強化すべきである。

30 加盟国は、適当な場合には、次のことのための措置をとるべきである。

- (a) 難民の間で差別することなく、かつ、難民を受け入れた地域社会についても支援する方法により、難民が生計を得る機会及び労働市場を利用する機会を拡大することによって、難民の自立を育成すること。

- (b) 雇用及び労働に責任を有する権限のある当局の関与を得て、並びに使用者団体及び労働者団体と協議

した上で、労働市場における難民の保護（適切な仕事の機会及び生計を得る機会を利用することに関するものを含む。）を確保するため、国の政策及び国の行動計画を策定すること。

31 加盟国は、難民が示す技能及び人的資本を最大限に活用するために、難民が労働市場に及ぼす影響並びに既存の労働力及び使用者のニーズを評価するための信頼性のある情報を収集すべきである。

32 加盟国は、地域経済に投資することにより、並びに地域住民の完全で生産的な、かつ、自由に選択された雇用及び適切な仕事並びに技能開発を促進することにより、強靱性^{じん}を構築し、及び難民を受け入れた地域社会の能力を強化すべきである。

33 加盟国は、第四部、第六部及び第七部に定める指針に適合するように、適当な場合には、雇用、訓練及び労働市場を利用する機会に関してとる措置に難民を含めるとともに、特に次のことを行うべきである。

(a) 自主的な帰還の可能性を考慮しつつ、難民の技能を高め、及び難民が更なる再訓練を受けることを可能とするため、特に国際労働機関及び関連する利害関係者の事業を通じて、難民が技術訓練及び職業訓練を利用する機会を促進すること。

(b) 適当な場合には、職業訓練及び職業指導、職業紹介支援並びに就労許可を利用する機会を提供し、こ

れにより難民を受け入れた地域社会の労働市場の非公式化を予防することにより、難民が公式な雇用機会、所得の創出の仕組み及び起業を利用する機会を促進すること。

(c) 適切な仕組みを通じ、難民の技能及び資格の承認、証明、認定及び利用を円滑にし、並びに難民に適合した訓練及び再訓練（集中的な語学訓練を含む。）を利用する機会を提供すること。

(d) 難民が労働市場を利用する機会を支援するため、公共職業安定組織の能力を高め、及び他の雇用に関する事業の提供者（民間職業仲介事業所を含む。）との協力を改善すること。

(e) 難民の女性、年少者その他のぜい弱な状況にある者の労働市場への包摂を支援するため、個別の努力を払うこと。

(f) 受入国の国内法令に従い、適当な場合には、職業上及び社会保障上の給付を受ける権利（年金を含む。）の通算を円滑にすること。

34 加盟国は、第五部、第八部及び第九部に定める指針に適合するように、労働における基本的な原則及び権利に関する難民の機会及び待遇の均等並びに関連する労働法令に規定する保護の対象を促進しつつ、特に次のことを行うべきである。

- (a) 難民に対し、当該難民が理解する言語により、当該難民に関する労働者の権利及び保護について教育すること（労働者の権利及び義務並びに違反の是正の方法に関する情報の提供を含む。）。
- (b) 代表的な使用者団体及び労働者団体への難民の参加を可能とすること。
- (c) 使用者団体及び労働者団体並びに市民社会の積極的な関与を得て、職場における差別及び外国人嫌悪に対処し、並びに難民の積極的な貢献を強調する適切な措置（法令上の措置及び活動を含む。）を採用すること。

35 加盟国は、難民が労働市場を利用する機会について、使用者団体及び労働者団体並びに他の関連する利害関係者と協議し、及びこれらに関与させるべきである。

36 加盟国は、地域社会に投資することにより、開発援助等を通じ、難民の受入国がその能力を強化し、及び強靱性を構築することを支援すべきである。

帰還者の自主的な帰還及び再統合

37 加盟国は、国際機関の支援等を得て、難民の出身国における安全の状況が十分に改善された場合には、安全及び尊厳の条件において、難民の自主的な帰還を円滑にし、及び難民の労働市場への再統合を支援す

るために協力すべきである。

38 加盟国は、帰還者の職業訓練及び労働市場への再統合を円滑にするための個別の計画を作成するため、国際労働機関及び関連する利害関係者と協力すべきである。

39 加盟国は、関連する国際機関の支援等を得て、適当な場合には第四部から第九部までに定める取組を通じて、地域住民の経済的及び社会的な発展を支援する方法により、帰還者の出身国への社会経済的な統合を支援するために協力すべきである。

40 加盟国は、負担及び責任の分担の原則を考慮しつつ、帰還者が再統合される地域社会に投資することにより、並びに完全に生産的な、かつ、自由に選択された雇用及び適切な仕事を促進することにより、開発援助等を通じ、出身国がその能力を強化し、及び強靱性^{じん}を構築するために当該出身国を支援すべきである。

XII 防止、緩和及び準備

41 加盟国は、次のような措置を通じて、経済的及び社会的な発展並びに適切な仕事を支援する方法により危機を防止し、及び緩和し、並びにこれに備えるため、使用者団体及び労働者団体並びに他の利害関係者

と協議した上で、特に紛争又は災害の予見可能なリスクがある国において、強靱性を構築するための措置をとるべきである。

(a) リスクの特定並びに地方、国及び地域の段階における人的、物的、経済的、環境的、制度的及び社会的な資本に対する脅威及び当該資本のぜい弱性の評価

(b) リスク管理（緊急時の計画、早期警戒、リスクの低減及び緊急時の対応への準備を含む。）

(c) 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言及び千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置を考慮した悪影響の防止及び緩和（公的部門及び民間部門の双方における事業継続に関する管理を通じたものを含む。）

XIII 国際協力

42 加盟国は、危機的な状況に備え、及び対応するに当たり、二国間又は多数国間の取決め（国際連合及びその関連機関、国際金融機関及び他の調整が図られた対応に関する地域的又は国際的な仕組みを含む。）を通じて協力を強化し、及び適当な措置をとるべきである。加盟国は、適当な場合には、既存の取決め並びに確立された制度及び仕組みを十分に利用し、並びにこれらを強化すべきである。

43 危機対応（地域的及び国際的な機関による支援を含む。）は、雇用、適切な仕事及び持続可能な企業に中心的な焦点を当てるべきであり、並びに適用可能な国際労働基準に適合するものであるべきである。

44 加盟国は、適切かつ生産的な仕事、事業開発及び自営の創出のための危機対応における開発援助並びに公的部門及び民間部門の投資を促進するために、協力すべきである。

45 国際機関は、関連する国際的な政策の枠組み及び取決めを十分に利用しつつ、自己の権限の範囲内で、自己の協力及び危機対応の整合性を強化すべきである。

46 国際労働機関は、地域的及び国際的な機関と密接に協力しつつ、加盟国が、雇用及び適切な仕事に基づく危機対応であって、雇用促進、労働市場の統合又は利用の機会、適当な場合には能力開発及び制度の構築に焦点を当てたものを行うことができるよう支援するに当たり、主導的な役割を果たすべきである。

47 加盟国は、国際協力を強化すべきである（平和を促進し、危機を防止し及び緩和し、復旧を可能とし、並びに強靱性を構築するために、情報、知識、良い事例及び技術の自主的及び体系的な交換を通じたものを含む。）。

48 平和及び強靱性のための完全で生産的な、かつ、自由に選択された雇用及び適切な仕事を促進するため

の危機対応の間において、適当な場合には、特に人道的援助及び開発援助との間において、緊密な調整及び補完性があるべきである。

XIV 最終規定

49 この勧告は、千九百四十四年の雇用（戦時より平時への過渡期）勧告（第七十一号）に代わるものとする。